

社会福祉法人礼文福祉会役員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人礼文福祉会（以下「この法人」という。）の役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しての報酬は、無報酬とする。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表とする。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行うものとする。

附 則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。